

さいたま市青少年による郷土芸能伝承活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成を目的とした郷土芸能伝承活動を支援するため、郷土芸能伝承活動を行う団体に対し補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) お囃子、獅子舞、神楽、太鼓等を演奏又は演技する団体であること。
- (2) 原則として、小学生、中学生及び高校生を中心に活動していること。
- (3) 5名以上で構成されていること。
- (4) 主に市内在住者で構成されていること。
- (5) 1年に12回以上の系統的及び継続的な活動を行い、かつ、1年に1回以上公の場で活動を発表していること。
- (6) 特定の政党活動、宗教活動又は営利を目的とする活動を行っていないこと。
- (7) 市が交付する他の補助金を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、郷土芸能伝承活動を実施するために必要な経費であって、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1団体当たり4万円を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、青少年による郷土芸能伝承活動補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査をし、補助金の交付を決定した場合は青少年による郷土芸能伝承活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の不交付を決定した場合は青少年による郷土芸能伝承活動補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体(以下「団体」という。)は、青少

年による郷土芸能伝承活動補助金請求書（様式第４号）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

（状況報告）

第８条 団体は、市長から活動の状況について報告の要求があったときは、次に掲げる事項について報告しなければならない。

- (1) 運営状況
- (2) 予算執行状況
- (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

（実績報告）

第９条 団体は、補助金の交付の決定に係る会計年度終了後３０日以内に、青少年による郷土芸能伝承活動実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第１０条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の審査及び必要な調査をし、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の交付の額を確定し、青少年による郷土芸能伝承活動補助金交付額確定通知書（様式第６号）により、団体に通知するものとする。

（指導又は勧告）

第１１条 市長は、補助金の交付の目的にかんがみ、当該補助金の使途等が適正でないと認めるときは、団体に対し、指導又は勧告をすることができる。

（補助金の返還等）

第１２条 市長は、前条の規定による指導又は勧告に従わない団体があるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（書類の整備）

第１３条 団体は、郷土芸能伝承活動に係る経費の収入支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、５年間保存しておかななければならない。

（その他）

第１４条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１４年５月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分		内容等
報償費		講師謝礼（自団体役員・構成員への支出は除く。）
旅費		交通費（視察研修に係る交通費及び宿泊代は除く。）
需用費	消耗品費	被服類及び各種消耗品の購入費
	印刷製本費	チラシ等の印刷費及び総会・定例会に係る資料等の印刷費
	光熱水費	電気代、ガス代及び水道代
	修繕費	物品の修繕料
	燃料費	灯油代及び自動車燃料費（運行日誌などにより走行距離を確認できるものに限る。）
役務費		郵便料金、保険料、運搬料及び被服類のクリーニング代
委託料		会場設営委託
使用料・賃借料		会場使用料、車両借上料及びコピー代
原材料費		補修用材料
備品購入費		機材購入費用
負担金		上部組織（本部等）又は共催事業に対する負担金又は協賛金、講習会の受講料及び会議・研修等参加負担金